

浜松市の行政区再編に係る手続について

令和6年1月1日より、浜松市は行政区が7区から3区に変わります。それにより、天竜区以外の所在地は全て、区が変更となります。（郵便番号、町字名、番地は変わりません）

このことにより、労働者派遣事業または職業紹介事業の許可を受けている事業所様も、所在地が変更となります。行政区再編に係る手続について、当課では以下の取り扱いとします。

① 行政区再編に伴う区の変更以外に変更事項がない場合

→**変更届出書及び許可証書換申請書を提出することを要しない。（手続不要）**

② 行政区再編に伴う区の変更以外に変更事項がある場合（所在地以外の変更含む）

→**変更届出書又は変更届出書及び許可証書換申請書を提出。添付書類は通常と同じ。**

③ ①に該当するが、許可証の書換を希望される場合

→**変更届出書及び許可証書換申請書を提出。ただし、添付書類が変更となります。**

・今回は行政区再編に伴うものであり、手数料（収入印紙）は不要。

・**「行政区設置証明書」を添付**

※「行政区設置証明書」は令和6年1月4日から浜松市の区役所や浜松市役所の支所、行政センター、協働センターでも無料で申請できます。詳細は浜松市の区役所までお問い合わせください。

（参考、労働者派遣事業関係業務取扱要領第3の3（1）二）

「（前略）単に市町村合併や住居番号の変更等により住所又は所在地に変更が生じた場合（土地区画整理等によりやむを得ず住所または所在地に変更が生じた場合を含む）には、当該変更に係る変更届出書又は変更届出書及び許可証書換申請書を提出することを要しない。なお、単に市町村合併や住居番号の変更等による許可証書換申請が行われた場合には、当該申請に係る手数料を徴収しないこととするので、申請に当たっては各自治体から無料で交付される住所（所在地）表示変更証明書を添付するよう指導すること。」

※上記の③の場合、今回は住所（所在地）表示変更証明書でなく「行政区設置証明書」を添付願います。

担当：静岡労働局職業安定部需給調整事業課

（TEL：054-271-9980）